



アリコ通信

No.4

アリンコちゃん

[啓発コーナー]

気付かぬうちに定期購入契約に!

スマートフォンやテレビの通信販売で、「初回限定」や「商品モニター」等というセールストークで、商品が格安で買えるという広告などを良く目にしますが、最近、通信販売に関する相談が増えています。

【トラブル事例】

健康食品一ヶ月分6,980円が、初回に限りお試し価格1,000円という広告を見て、スマートフォンで申し込んだ。

確認のメールが届き、「定期購入」と書かれていた。定期購入をしたつもりはなく、すぐに申込みを取り消そうと電話をしたが、何度も電話しても通話中で全く繋がらなかった。

「注文を取り消す」というメールを送っても、返信がない。数日後、お試し商品が届き、仕方なく1,000円を支払った。

翌月、2回目の商品が届き、6,980円の請求書が同封されていた。何とか業者と連絡が取れ、解約を申し出たら、定期購入期間中は原則解約できないが、すでに届いた2回分を、通常価格で支払えば解約に応じると言われた。



このようなトラブルを防ぐためには

★商品を注文する際には、「定期購入が条件となっていないか」、「解約・返品できるかどうか」等の契約に関する内容を、しっかり確認し、最終確認画面を印刷するなどして記録を残しておきましょう。

★販売業者に、何度も電話しても繋がらず、解約の申請期間を過ぎてしまったということもあるので、電話、FAX、メールなどの記録も残しておきましょう。

★対応に困ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

[生活情報コーナー]

もう、覚えましたか? 新洗濯表示

衣料品の洗濯表示が新しくなって一年が経ち、新表示だけの製品もかなり出回ってきました。皆さん、もう新しい洗濯表示は覚えましたか?

新しい表示は、ポイントを覚えれば、比較的簡単に理解することができます。



洗い処理では

(旧)	(新)	(記号の意味)	(旧)	(新)	(記号の意味)		
40	⇒	40	液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	手洗い 30	⇒	手洗い 40	液温は、40°Cを限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
弱 40	⇒	40	液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。	弱 40	⇒	40	液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。
—	⇒	—					

- ★洗い処理は、マークが「40」から「40」に変わりました。
- ★強・弱は「-」の数で表されます。「-」が増える毎に、弱く洗う必要があります。

漂白処理では

エッセンサラジ	⇒	△	塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。	エッセンサラジ	⇒	×	漂白処理はできない。
—	⇒	△	酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。	—	⇒	△	

- ★漂白処理では、酸素系漂白剤のみが使用できる表示が、新設されました。

乾燥処理では

上	⇒	I	つり干し乾燥がよい。	上	⇒	I	日陰でのつり干し乾燥がよい。
中	⇒	II	ぬれつり干し乾燥がよい。	中	⇒	II	日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
下	⇒	—	平干し乾燥がよい。	下	⇒	—	日陰での平干し乾燥がよい。
平	⇒	=	ぬれ平干し乾燥がよい。	平	⇒	=	日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。

- ★干し方は、マークが「I」から「II」(つり干し)や「—」(平干し)に変わりました。
- ★棒が二本になると、ぬれ干しになります。陰干しは、斜線で表されます。

アイロン処理では

高	⇒	…	底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げ処理ができる。	低	⇒	…	底面温度110°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる。
中	⇒	..	底面温度150°Cを限度としてアイロン仕上げ処理ができる。	..	⇒	..	アイロン仕上げ処理はできない。

- ★アイロン処理は、「・」が温度を示します。「・」が増える毎に、上限温度が上がります。

しっかり覚えて、衣料品にあった洗濯をしましょう!!

「相談コーナー」

トラブルにあつたら、すぐに消費生活センターに相談してください。



アパート・賃貸マンション退去時のトラブル

相談事例

アパートを引っ越しすることになりました。毎日きれいに掃除をしていたのに、家主からハウスクリーニングの費用やクロス、フスマ等のリフォーム代に充てると言われ、敷金が全く返ってきませんでした。納得できません。

センターからのアドバイス

- 通常の使用(毎日掃除するなど)をしていたのであれば、特約がない限り、ハウスクリーニング代の負担を求めるても拒否しましょう。ただし、借主の不注意などで部屋を汚したり、設備などを壊したときは、借主が修理しなくてはなりません。また、借主が設置した棚やエアコンは撤去しなくてはなりません。
- 原状回復費用を請求されたら、請求の内容をよく確認しましょう。家主や管理会社から、原状回復費用の総額だけを言われた場合には、明細を記載した見積書をもらい、疑問に思う点は、家主や管理会社に確認しましょう。
- 退去時は現場で双方立会いの下で確認し、写真や書面で記録しておきましょう。



クレジットカードの身に覚えのない請求トラブル

相談事例

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届きました。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求がありましたが、ほとんど心当たりのない請求でした。

改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求がありました。

明細書を確認していなかった非は認めるものの、どうにかならないでしょうか。

センターからのアドバイス

- 利用明細に身に覚えのない請求が含まれていたら、まず、クレジット会社に調査を申し入れましょう。調査の結果、第三者による不正利用だったことが分かる場合があります。
- 利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際の利用控やネット通販の購入履歴等と突き合わせ、確認をしましょう。
- 利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。



※ 独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第296号より引用

【お知らせコーナー】

最寄りの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

宮崎県消費生活センターのご案内

- 宮崎県消費生活センター(宮崎市江平西2丁目1番20号) ☎ 0985-25-0999(相談専用)
- 宮崎県消費生活センター都城支所(都城市北原町16街区1) ☎ 0986-24-0999(相談専用)
- 宮崎県消費生活センター延岡支所(延岡市本小路39番地3) ☎ 0982-31-0999(相談専用)

※電話相談 月～金曜日：午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く)
土曜日：午前9時～午後5時 (終了時刻の30分前までにお電話ください)

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- くらしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法
- 家庭でできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、「出前講座」を行い注意を呼びかけています。「こんな手口が流行っていますよ」とか「契約するときはこんなことに気をつけてください」などのお話をさせていただいている。職場内の研修、高齢者クラブ、PTA、自治会、学校などの学習にぜひご活用ください。原則として10名以上から承ります。受講料は無料です。県内どこへでも伺います。詳しいことはお近くの消費生活センターまでお問い合わせください。

【消費生活センター】

☎ 0985-32-7171

【都城支所】

☎ 0986-24-0998

【延岡支所】

☎ 0982-31-0998

DVD・図書・パネル貸出のご案内

学校や地域での消費者教育・啓発活動を支援するため、各センターの窓口でDVD、図書、パネルなどの無料貸出を行っています。詳しい内容は消費生活センターのホームページをご覧ください。

DVDの主な種類

- 悪質商法(高齢者向け)
- 消費生活トラブル(若者向け)
- インターネット
- 金融
- クレジット
- 衣、食、住生活

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなアリ?

Q検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)

